

草津市中学校給食調理・洗浄等業務委託に関する公募型プロポーザルの実施に対する質問への回答

No	資料名称	ページ	質疑事項	回答
1	実施要領	P1	(5)委託料上限額にて、各年度提案見積金額は同額とすると記載がありますが、昨今の物価上昇や最賃の上昇率を鑑みると今後予想以上の上昇率が見込まれる可能性がございます。その場合、委託費の変更等発注者と受注者間で協議可能でしょうか。	<p>契約書に定めのない事項については、協議の上処理するものとします。</p> <p>(契約外の事項) 第9条 この契約に定めのない事項については、草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）および草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）その他関係諸法令の定めるところによるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。</p>
2	実施要領	P4	契約期間中に、賃金や物価が予測以上に上昇した場合、契約金額変更等の協議は可能でしょうか。	<p>見積書と見積内訳書を同封してください。 見積書と内訳書はクリップ等で止めなくてもかまいません。</p>
3	実施要領	P4	ウ 代表社印で封印の上提出とありますが、様式第3号見積書と見積内訳書（任用様式）を一緒に封筒に入れ封印するという点でよろしいでしょうか。また見積書と内訳書はクリップ留等必要でしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	実施要領	P4	(1)②作成方法にて、企画提案書は概ね20枚以内の制限を設けられておりますが、8ページに記載の企画提案書記載項目一覧表のうち、事業者の経営状況の項目も20枚以内に含まれるでしょうか。	<p>審査にかかわる内容であるため、回答は控えさせていただきます。</p>
5	実施要領	P8	企画提案書記載項目一覧表に記載の各提案項目について、配点表をお示し頂けないでしょうか。	<p>⑪一般者用トイレの清掃業務について、調理従事者が清掃業務に従事してよろしいでしょうか。また一般者用トイレは何階に何個設置されていますでしょうか。</p> <p>・「調理場における洗浄・消毒マニュアルpart2」に基づき実施するのであれば、調理従事者が清掃業務を実施してもかまいません。 ・一般者用トイレは1階2階に男女トイレ1つずつ、2階に多目的トイレが1つあります。</p>
6	仕様書	P2		

No	資料名称	ページ	質疑事項	回答
7	仕様書	P2	(イ) 給食配送業務にて、牛乳の飲み残しと空容器の回収とありますが、回収された飲み残しや空容器をセンター側で処理するにあたり受注者が行っている業務についてご教示ください。	主に牛乳の残量確認、牛乳の廃棄、空容器の指定場所への搬出を実施していただきます。
8	仕様書	P3	(10) 調理従事者について、現業者様の体制（在籍総数、社員パートの割合、勤務形態）についてご教示ください。	調理従事者の体制は公表しておりませんので、回答を控えさせていただきます。
9	仕様書	P4	13. 業務の準備および試行（4）調理の試行に要する食材料料については発注者の負担で購入とありますが、（2）に記載の一連の全工程の試行含め、令和8年8月1日からの準備業務で要した食材料料費を負担いただけるということでしょうか。	試行で使用する食材料料費は、市負担で準備いたします。
10	仕様書	P5	施設に備え付けられた設備、機械、機器、器具等を使用して業務を行います。調理器具が追加で必要となる場合、市で購入していただけるのでしょうか。また、貸与頂けるリストをご教示ください。	追加で必要となった場合については、必要性が認められれば市で購入いたします。市から貸与する機器については、別添資料P3～P4を御確認ください。
11	仕様書	P6 P7	契約期間中、発注者または受注者の都合により、この契約を解除する必要があるときは、解除しようとする日の3ヶ月前までに相手方に文書により通知するものとする。とありますが、通知を行うことで契約が解除する（解除できる）という理解でよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおりですが、場合によっては債務不履行による損害賠償が発生する場合もあり得ることを御理解ください。
12	仕様書	P8	別記1 給食調理等業務特記事項 ②食材の検収時間について、食材はすべて当日納品でしょうか。また8時から8時30分。10時から11時までの時間枠が記載されておりますが、午後の時間帯に納品されることはないのでしょうか。	食材によって、前日納品と当日納品のものがあります。現状において、一部の食材が午後に納品されています。

No	資料名称	ページ	質疑事項	回答
13	仕様書	P8	別記1 給食調理等業務特記事項について、アレルギー対応は本センターでは実施しないという理解でよろしいでしょうか。	現在のところ、食物アレルギーの除去食の提供は行っておりません。
14			食物アレルギー対応食の除去食提供はないという認識でよろしいでしょうか。対応食がある場合、対応するアレルギーの品目、対象者の人数をご教示ください。	
15	仕様書	P10	別記3 給食配送業務特記事項について、食器便と食缶便は同時に配送するのでしょうか。もしくは食器と食缶は別で配送するのでしょうか。	特に指定はしていませんが、各学校の給食開始時間に間に合うように配送してください。
16	仕様書	P10	別記3 給食配送業務特記事項について、現業者様が使用している車両は、契約期間終了に伴い次年度以降も同じ車両を使用予定か新車手配の必要があるのかどちらかになりますでしょうか。	仕様書P2 7.業務内容（イ）およびP10別記3給食配送業務特記事項④に記載のとおり、配送用トラックは受注者において用意してください。
17	仕様書	P10	別記3 給食配送業務特記事項③について、現在の配送回収計画ルートをご教示ください。	配送回収計画ルートは公表しておりませんので、回答を控えさせていただきます。
18	仕様書	P10	別記3 給食配送業務特記事項④について、配送車手配のためコンテナの仕様が必要になりますので、寸法など記載された図面をご教示ください。	別添のとおりです。
19	仕様書	P12	別記4 配膳補助業務特記事項について、配膳室は各校何階に何カ所設けられているかご教示ください。	下記のとおりです。 高穂中学校：1階2室、2階～4階に各1室ずつ（合計5室） 草津中学校：前館後館の1階～4階に各1室ずつ（合計8室） 老上中学校、玉川中学校、新堂中学校、松原中学校：1階～4階に各1室ずつ（合計4室）
20	仕様書	P12	別記4 配膳補助業務特記事項について、配膳員は各階の配膳室にて配膳時及び下膳時に立ち合いが必要でしょうか。	別記4に記載のとおり、生徒が配膳台車を配膳室から搬出入しますが、その全てに立ち合いをする必要はありません。

No	資料名称	ページ	質疑事項	回答
21	仕様書	P12	別記4 配膳補助業務特記事項について、現在配膳員として勤務されている方の勤務時間または勤務開始時間についてご教示ください。	各学校の給食時間にあわせて、別記4に記載の業務が完了するように配膳員を配置ください。なお、令和7年度の各学校の給食時間は日課の変更がない限り下記のとおりとなっています。 <参考：R7年度各学校の給食時間> 高穂中学校 12:40～13:10 草津中学校 12:45～13:15 老上中学校 12:45～13:15 玉川中学校 12:40～13:05 新堂中学校 12:45～13:15 松原中学校 12:45～13:15
22	仕様書	P12	別記4 配膳補助業務特記事項 ⑥オ) について、飲み残し牛乳の対応は、学校側からどのように配膳室に返却され、また配膳員の業務で行っている点をご教示ください。	・未開封の牛乳は、食缶等と一緒に配膳台車で配膳室へ返却され、飲み残しの牛乳は、生徒自身で食缶へ投入した状態で返却されません。 ・配膳員は未開封の牛乳をコンテナへ積み込む作業を実施していません。
23	仕様書	P14	別記4 配膳補助業務特記事項 ⑫について、牛乳・パンや添加物などの直送物品が余った場合、学校名を記入し本センターへ返すとありますが、センターへ返す際に調理従事者または配送運転手の業務となっている点をご教示ください。	コンテナに入った状態で回収するため、配送運転手が実施する業務はありません。 調理従事者は、センター到着後、直送物品の残食量を確認し、廃棄します。
24	別添資料 (図面等)		給食センター2Fの図面もご教示ください。	別添のとおりです。
25	別添資料 (図面等)		給食センター内に洗濯乾燥機は設置されていますでしょうか。また、設置されている場合仕様もあわせてご教示ください。	下記仕様の洗濯乾燥機を3台設置しています。 洗濯容量：25kg 洗濯乾燥容量：15kg 外形寸法：1,003×1,184×1,976H、約700kg
26			配送員及び配膳員は給食を喫食可能でしょうか。	厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」の規定に基づき、食中毒が発生した時の原因究明に支障を来さないための措置を講じられる場合は、市と別途協議の上、喫食の可否を判断します。

No	資料名称	ページ	質疑事項	回答
27			調理員の白衣・帽子・靴の色分けについてご教示ください。	色分けについては、特に指定は行っておりませんが、仕様書P3 9業務遂行にあたっての基本遵守事項(3)に記載のとおり、学校給食衛生管理基準等に従って、業務を遂行してください。
28			センター内には調理・配送従事者用の駐車場を無償でお借りできますでしょうか。	給食センターに勤務される従業員については、職員用駐車場をご利用ください。
29			月ごとの給食日数をご教示ください。また令和8年度と令和13年度の給食日数についてもご教示ください。	各月の回数は年度によって異なり、草津市立学校の管理運営に関する規則で定める休業日を除いた日で、学校行事等と調整の上、決定しています。 <参考：R7年度給食実施回数> 4月：12回 5月：18回 6月：21回 7月：8回 8・9月：23回 10月：21回 11月：18回 12月：12回 1月：16回 2月：18回 3月：11回
30			現在の契約金額をご教示ください	本市ホームページに掲載されていますので、御確認ください。 【掲載場所】 トップページ>くらし・手続き>産業・ビジネス>入札・契約>契約内容の公表>業務委託および物品購入等の契約内容の公表 令和2年度分の契約案件>1.業務委託一覧(250万を超えるもの)>1者随意契約>No14